

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先 法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出 額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日 等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の 有無 |
|-------------------|--------|-----------------------|---|-------------------------|--|-------------|-------------------|---|-------------|
| | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | | |
| 特例社団法人 日本監査役協会 | 年会費 | 100,000 | 100,000 | 平成23年4月28日 | 監事監査業務の業務遂行にあたり、日本監査協会に属する必要があると判断したため | 特社 | 国所管 | 当該会費は、港湾空港技術研究所の監事の監査実施に当たり、会費支出の特典である情報収集や意見交換等のために開催される講演会、研修会への参加等、監事が監査業務を遂行する上で、必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)を踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、講演会、研修会への参加等については、必要となる機会毎に必要な経費を支出し、対応できることから、平成24年度から当該支出を廃止することとした。 | 有 |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。